

令和 8 年度
大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業
訪問支援業務委託 募集要項

令和 7 年 11 月
大阪市 こども青少年局 子育て支援部 管理課
(児童支援対策グループ)

1 案件名称

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭は周囲から支援を得ることが難しい状況にあり、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えるなど、負担は増大している。このため、とりわけ育児にかかる負担が大きい0-2歳児を養育する全ての家庭が利用できる家事・育児支援をヘルパーの訪問サービスにより実施し、安心してこどもを育てられる環境を整えることを目的とする。

なお、大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業は、本市が実施主体となり事業の運営業務及びヘルパーの居宅訪問による支援（以下「訪問支援」という）を行う業務をそれぞれ民間事業者に委託して実施するもので、本件は訪問支援業務を委託する事業者を募集するものである。

(2) 業務内容

「大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業 全体実施イメージ」、「大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業実施要綱」及び「大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託仕様書案」を参照のこと

(3) 契約金額

単価契約とし、契約金額は下表のとおり。世帯区分については発注者が決定する。

(1) 訪問支援（1時間あたり）		千		円	
ア 市民税非課税世帯及び生活保護世帯で発注者が利用料減免を認めた世帯への訪問支援	単 価 契 約 金 額	金	3	8	5
	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	金	3	5	0
イ ア以外の世帯への訪問支援	単 価 契 約 金 額	金	2	3	5
	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	金	2	1	3
(2) ヘルパーの移動経費相当（1回あたり）		千		円	
	単 価 契 約 金 額	金	9	0	2
	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	金	8	2	
(3) 訪問支援のキャンセル料（1回あたり）		千		円	
ア 市民税非課税世帯及び生活保護世帯で発注者が利用料減免を認めた世帯への訪問支援	単 価 契 約 金 額	金	3	8	5
	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	金	3	5	0
イ ア以外の世帯への訪問支援	単 価 契 約 金 額	金	2	3	5
	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	金	2	1	3

なお、受注者は上記契約金額とは別に、利用者より下記の利用料を徴収する。

- ・訪問支援（1時間あたり）1,500 円（消費税及び地方消費税を含む）
※市民税非課税世帯及び生活保護世帯で本市が減免を認めた世帯は無料
- ・訪問支援のキャンセル料（1回あたり）1,500 円（消費税及び地方消費税を含む）
※市民税非課税世帯及び生活保護世帯で本市が減免を認めた世帯は無料

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

訪問支援は大阪市全域を対象として実施（運営事務局からの訪問支援依頼については利用者が居住する行政区ごとに対応可能と回答する割合が毎月80%以上となるよう努めること。）

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる申込者を受託者と決定し、契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

なお、本契約は、令和8年度予算の発効をもって有効とする。

(2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別添のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

契約書案及び「大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託仕様書案」を参照のこと

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 申込資格

次に掲げる条件のすべてに該当する法人であること

(1) 大阪市全域を対象としてサービス提供が可能であること

(2) 居宅訪問による家事支援サービス及び育児支援サービスに類する業務実績があり、事業開始時点で1年以上の業務実績があること（ただし、従事するヘルパーは、事業者が直接雇用しているものに限る）

(3) 過去3年間の家事支援サービス及び育児支援サービスに類する業務において、死亡事故及び意識不明事故等の重大な事故がないこと

(4) 在宅育児業務に関する知識及び訪問日前に確認すべき内容に関する事項等を盛り込ん

だサービスに関する業務マニュアルを定めていること

- (5) 子どもの発達段階における特徴等に関する事項及び子どもの遊び、遊ばせ方等に関する事項等を盛り込んだ育児マニュアルを定めていること
- (6) 事故防止、安全最優先等のヘルパーとしての心構えに関する事項、訪問支援時の安全確認に関する事項並びに事故発生時の対処方法及び連絡体制に関する事項を盛り込んだ事故防止等マニュアルを定めていること
- (7) 専ら宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと
- (8) 納税義務者にあつては、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (9) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (10) 地方自治法施行令第167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (11) 申し込み時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

5 事業開始までの流れ

(1) スケジュール(予定)

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| ① 募集要項の配布 | 令和 7 年 11 月 26 日（水）～ |
| ② 受託申込書類の受付 | 令和 7 年 11 月 26 日(水)～12 月 25 日(木) |
| ③ 受託予定者の決定 | 令和 8 年 1 月上旬 |
| ④ 契約締結・業務開始 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和 7 年 11 月 26 日（水）～

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までは除く。）

イ 配布場所

「8 その他（2）提出先、問合せ先」に同じ。

※募集要項は大阪市こども青少年局ホームページからもダウンロード可能。

(3) 受託申込書類の提出

ア 提出方法

郵送又は持参すること。持参する場合は事前に「8 その他（2）提出先、問合せ先」に連絡の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日を除く平日の午前 10 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までは除く)の間で、日時を調整してから持参すること。

① 提出場所

「8 その他（2）提出先、問合せ先」に同じ。

③ 提出書類

提出書類については、以下について各 1 部ずつ提出すること。

詳細については、7 ページ「大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務 受

託申込書類について」を参照すること。

なお、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿（委託）に登録されている法人については、下記2～4、11、12の提出を省略できるものとする。（様式1に承認番号を記載すること）

また、下記7～9は申請時点で未作成の場合は案又は概要版の提出を可とする。ただし、受託予定者として決定した場合、速やかに作成し、提出すること。

- 1 令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務受託者公募参加申込書（様式1）
- 2 法人の登記事項証明書（3か月以内発行のもの）
- 3 印鑑証明書
- 4 使用印鑑届（様式2）
- 5 法人に関する事項（様式3）
（上記添付書類として）居宅訪問による家事支援サービス及び育児支援サービスに類する業務実績を確認できる書類
- 6 申出内容誓約書（様式4）
- 7 業務マニュアル
- 8 育児マニュアル
- 9 事故防止等マニュアル
- 10 暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式5）
- 11 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- 12 直近の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書
- 13 傷害保険・賠償責任保険等の保険証券（写し）

6 失格事由

申込者が次のいずれかに該当する場合、その申し込みを失格とする。

- （1）本募集要項が定める内容に違反している場合
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められた場合
- （3）公平・公正な審査に影響を与える次の行為を行おうとした場合、または行っていると認められる場合
 - ア 提出書類に虚偽の記載をすること
 - イ その他、公平・公正な審査に影響を与え、または及ぼす恐れのある行為

7 審査及び結果の通知

提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる申込者を受託者と決定する。審査の結果は申込者に通知する。

8 その他

(1) 申し込みに要する費用、条件等

- ア 申し込みに要する費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された書類については、本市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。
- ウ 申し込み後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の申し込みは無効とする。
- エ 本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、誠実に履行すること。
- オ 申込書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式6）を提出すること。

(2) 提出先、問合せ先

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策）

電 話 06-6208-8355

FAX 06-6202-6963

電子メール jidoushien-koubo@city.osaka.lg.jp

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務 受託申込書類について

*令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿（委託）に登録されている法人については、下記2～4、11、12の提出を省略できるものとする。（様式1に承認番号を記載すること）

*下記7～9は申請時点で未作成の場合は案又は概要版の提出を可とする。ただし、受託予定者として決定した場合、速やかに作成し、提出すること。

	提出必要書類	備考
1	令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務受託申込書（様式1）	記入例参照
2	登記事項証明書	現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可（提出日前3箇月以内に発行された最新の情報を反映したもの：写し可）1部
3	印鑑証明書	（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し不可）
4	使用印鑑届（様式2）	
5	法人に関する事項（様式3）	記入例参照
	上記添付書類として 居宅訪問による家事支援サービス及び育児支援サービスに類する業務実績を確認できる書類	実績の詳細がわかるもの1部 例 パンフレットや派遣実績をまとめたもの等※個人情報記載しないでください。
6	申出内容誓約書（様式4）	
7	業務マニュアル	在宅育児業務に関する知識及び訪問日前に確認すべき内容に関する事項等の記載のあるもの1部
8	育児マニュアル	子どもの発達段階における特徴等に関する事項及び子どもの遊び、遊ばせ方等に関する事項等の記載のあるもの1部
9	事故防止等マニュアル	事故防止、安全最優先等のヘルパーとしての心構えに関する事項、訪問支援時の安全確認に関する事項並びに事故発生時の対処方法及び連絡体制に関する事項の記載のあるもの1部
10	暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式5）	
11	税務署が発行する直近の消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可（非課税等で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書）1部
12	直近の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可（非課税等で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書）1部
13	傷害保険・賠償責任保険等の保険証券（写し）	本事業の事故等に対応できる保険に加入いただき、契約者・契約期間・補償内容がわかる部分の写しをご提出ください。

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市こども青少年局長 宛

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務受託申込書

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務について、以下の内容について同意の上、受託を申し込みます。

*内容をご確認の上、同意する項目に「✓」を入れてください。

- ☐ 令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託募集要項の内容を理解し、遵守する。
- ☐ 受託予定者として決定した場合、契約締結までの間に大阪市が本業務の受託予定者を公表した上で、大阪市が本業務に係る市民からの利用予約の受付や利用調整を開始すること。
- ☐ 受託予定者として決定した場合、大阪市に提出した資料に記載の事項について、事業実施に必要な範囲で運営事業者へ情報提供すること。

太枠内をご記入ください。

入札参加資格承認番号										
法人名										
代表者名										
所在地										
事業所の所在地										
以下、本業務について（申し込み時点で予定されている情報を記載してください）										
ヘルパー派遣が可能な 曜日・時間帯	曜日	日・祝	月	火	水	木	金	土		
	時間帯	月～土：〇時～〇時 日・祝：〇時～〇時								
営業日時										
事業責任者	氏名									
	部署・職名									
担当者	氏名									
	部署・職名									
	電話									
	FAX									
	電子メール									

記入例

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市こども青少年局長 宛

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託申込書

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務について、以下の内容について同意の上、受託を申し込みます。

*内容をご確認の上、同意する項目に「✓」を入れてください。

- ☒ 令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託募集要項の内容を理解し、遵守する。
- ☒ 受託予定者として決定した場合、契約締結までの間に大阪市が本業務の受託予定者を公表した上で、大阪市が本業務に係る市民からの利用予約の受付や利用調整を開始する。
- ☒ 受託予定者として決定した場合、大阪市に提出した資料に記載の事項について、事業実施に必要な範囲で運営事業者の情報提供すること。

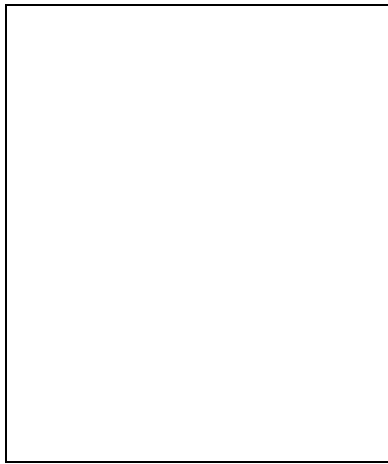
太枠内をご記入ください。

令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿(委託)に登録されている法人については記載してください。

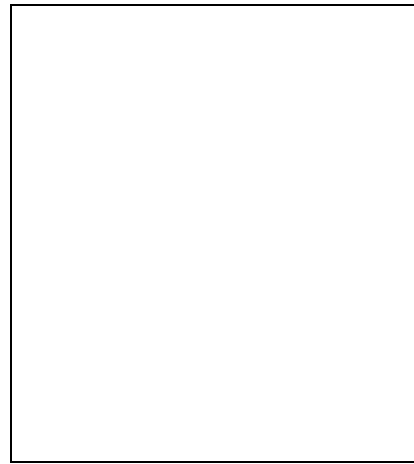
入札参加資格承認番号	000000							
法人名	株式会社〇〇							
代表者名	(肩書) 代表取締役 〇〇 ××							
所在地	〒〇〇〇-××× 〇〇市●●区△△×-×-×							
事業所の所在地	〒〇〇〇-××× 〇〇市●●区△△×-×-×							
以下、本業務について(申し込み時点で予定されている情報を記載してください)								
ヘルパー派遣が可能な曜日・時間帯	曜日	日・祝	月	火	水	木	金	土
		○	○	○	○	○	○	○
	時間帯	月～土：8時～20時 日・祝：9時～18時						
営業日時	12月29日から翌1月3日までを除く平日・土・日・祝							
事業責任者	氏名	●● ××						
	部署・職名	〇〇〇〇						
担当者	氏名	△△ △△						
	部署・職名	〇〇〇〇						
	電話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇						
	FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇△						
	電子メール	〇〇〇〇@〇〇〇〇						

(様式2)

使 用 印 鑑 届



実 印



使 用 印

※使用印は役職名又は氏名等が表示されたものに限りです。

契約事務一切に関し上記印鑑を使用します。

令和 年 月 日

大阪市こども青少年局長 様

事務所所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代表者の役職・氏名

印

(様式3) 法人に関する事項

<法人の概要>

法人名			
役員数		従業員数	

※必要に応じて職員体制や資格保有者の状況がわかるものをご提出ください。

<法人の事業実績>

「4 申し込み資格(2)」に関して、居宅訪問による家事支援サービス及び育児支援サービスに類する業務について、これまでの事業年数及び事業実績等を記入してください。

特に、大阪市域での事業実績がある場合には、当該事業実績を含んで記載してください。

事業内容	実績等	実施地域

※事業名と業務内容を具体的に記入してください。

「4 申し込み資格(2)」に関して、令和8年4月1日事業開始時点で、1年以上の居宅訪問による家事支援サービス及び育児支援サービスに類する業務実績が確認できる資料等を1部提出してください。

<記載例>

事業内容	実績等	実施地域
家事・育児ヘルパー事業	平成30年4月～事業実施。 令和6年度派遣件数600件(月平均50件)	大阪市、京都市、神戸市、他

(様式4)

令和 年 月 日

大阪市こども青少年局長 宛

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

申出内容誓約書

令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務（以下「本業務」という。）の受託申し込みにあたり、本業務の募集要項に規定する申し込み資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは申し込み受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、申し込みを無効又は失格とされても異議を申し立てません。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中でないこと
- (4) 納税義務者にあつては、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税・都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (5) 過去3年間の家事支援サービス及び育児支援サービスに類する業務において重大な事故がないこと
- (6) 専ら宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと

(様式5) 【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：_____

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日 年 月 日生

受任者名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(様式6)

令和 年 月 日

大阪市こども青少年局長 宛

辞 退 届

令和 年 月 日付で申請した、令和8年度大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務の受託申し込みを辞退します。

法 人 名 _____

所 在 地 _____

代表者名 _____

連絡先(電話番号) _____